

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	国民健康保険システム制度改正対応業務委託
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,760,000円
契約締結日	令和3年5月1日
契約期間	令和3年5月1日～令和3年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステムは、(株)南大阪電子計算センターが業務委託先として運用している。よって同一履行者以外の者に履行させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	タブレット端末及び付属品導入
担当部・課名	議会事務局 庶務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 カタナヤ 阪南支店 阪南市鳥取254-1
契約金額（税込）	6,672,600円
契約締結日	令和3年5月10日
契約期間	(納入期限) 令和3年6月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本案件については、7者を指名して、令和3年2月2日に入札予定であったが、1者を除く6者が入札を行う前に辞退したため、不調となった。</p> <p>このため、一部仕様書を変更し、再度、7者を指名して、令和3年4月28日に入札予定であったが、株式会社カタナヤ阪南支店を除く6者から辞退の申し出があり、再び不調となった。</p> <p>以上の経緯から、上記指名競争入札において、唯一辞退しなかった株式会社カタナヤと、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	受入槽及び貯留槽清掃・清掃汚泥運搬業務委託
担当部・課名	市民部 生活環境課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大栄環境株式会社 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号
契約金額(税込)	561,000円
契約締結日	令和3年5月10日
契約期間	令和3年5月10日～令和3年8月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA館のし尿受入槽、浄化槽汚泥受入槽、及びし尿貯留槽、浄化槽汚泥貯留槽に年間を通じて蓄積される汚泥を清掃し、清掃汚泥を一般廃棄物処理施設まで運搬する業務である。</p> <p>当業務において回収した清掃汚泥の受入及び処分に関しては、近畿圏内で唯一、清掃汚泥の処理が可能な民間許可業者である三重中央開発株式会社と契約済であり、同社の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分するものである。</p> <p>また、作業については、槽内には有害物質が発生していると予測されることから、安全対策をとることができる十分な機材がなければならず、また、酸素欠乏危険作業主任者の資格が必要である。</p> <p>これらの要件を満たし、本業務を委託できるのは、清掃汚泥の処分に関して契約締結した三重中央開発株式会社との契約書に記載のある収集運搬業者かつ、業務に必要な機材、技能、資格を持つ大栄環境株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約するものである。</p>

随意契約案件及び理由書

契約案件名	広告付き番号案内表示機等移設及び新設業務委託
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社宣通 愛知県名古屋市東区東桜 2-16-27
契約金額（税込）	2,480,170 円
契約締結日	令和3年5月14日
契約期間	契約締結日から令和3年7月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の取り組みとして、来庁者の3密を回避するため、執務スペースを拡張するのに合わせ、既存の番号案内システムのモニターの付け替え、並びに、呼び出し機の増設を図るための表示機器等移設及び新設業務である。</p> <p>現状の広告付き番号案内表示機等については、株式会社宣通が導入し、協定書に基づき保守及び広告の掲示等の運用を実施している。広告付き番号案内表示機等を移設及び機材等を新設し、その設定等を行える者は株式会社宣通の他にない。</p> <p>以上から、本業務を受注できるのは株式会社宣通の他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>